



監 第 498 号
平成 24 年 9 月 27 日

請求人 様

寝屋川市監査委員
坂入 富士雄
佐井 英子
野々下 重夫

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 24 年 8 月 1 日付けで、請求人から提出された、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

I 請求の要件審査

本件請求は、平成 24 年 8 月 1 日に行われ、同日に受付け、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

II 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書及び陳述によると、請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

1 請求の要旨

(1) 誰が（請求の対象とする職員）

請求の対象とする職員：寝屋川市長

(2) いつ、どのような行為を行ったか（監査対象事項）

A（主たる事務所：略）は、寝屋川市B町（所在・地番：略）にaの用地を保有している。

Aは、ある時（時期不詳）aの用地を拡大すべく、隣接地の寝屋川市のB公園（原文のまま。正しくは「Cちびっこ老人憩いの広場」である。）（所在・地番：略）（以下「公園」という。）用地の一部を侵奪した。

よって、Aは、刑法第235条の2で言う、不動産侵奪者であると考えられる。

(3) その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか

Aが不法に他人の不動産（土地）を侵奪している行為は、刑法第235条の2・不動産侵奪（罪）の成立要件である、①構成要件該当性、②違法性及び③有責性（責任）が、それぞれ有ると考えられる。

よって、Aが行った行為は、違法かつ不当な行為である。

(4) 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実

ア a用地と寝屋川市の公園用地との境界に、フェンスが在った。ある時（時期不詳）、A側がフェンスを公園側に用地を侵奪する形で設置した。

（刑法第235条の2・不動産侵奪（罪））

その後、平成22年2月頃にAは、その位置に新しいフェンスを設置した。

このようになったのは、寝屋川市が公有財産中の行政財産（公共用財産）の管理を、怠ったためである。（職務懈怠）

イ 現況と地積測量図とが、大きく食い違っている。

このようになったのは、寝屋川市が公有財産中の行政財産（公共用財

産)の管理を、怠ったためである。(職務懈怠)

ウ a用地の西側擁壁部分(D公園側(原文のまま。正しくは「D緑地側」である。))の官民境界を、見直すこと。

(擁壁基礎の出っ張った部分の40cmのポイント又は基礎部分を掘り起して基礎の出っ張り部分を確認し一番出っ張ったところを、官民境界点とすべきである。(平成24年1月24日、境界明示のために寝屋川市(下水道課(原文のまま。正しくは「下水道室」である。))・荒木氏、道路交通課・島田氏)、B町自治会長、本件請求人・B町自治会長からの委嘱者、E水利組合支部長、aの理事及びF土地家屋調査士が立ち会い、境界明示確認を行った。そこで一旦明示ラインについて合意した経緯がある))

(5) その結果、どのような損害が寝屋川市に生じているのか

以上のことから、寝屋川市の公園用地の一部が、Aに侵奪されており(公園面積が減少)、よって寝屋川市の公有財産中の行政財産(公共用財産)が減少(寝屋川市所有地面積の減少)することにより、寝屋川市に損害が発生している。

2 措置請求

法務局に登録されている、公正な地積測量図、別紙事実証明書・甲第6号証及び過去の明示確認書類等、真正な証憑類等に基づき、再明示の措置を行うよう請求するとともに、侵奪状態を改め侵奪前の原状状態に戻す措置(地積測量図通りの土地の形状に戻す)を請求する。

(原状回復の措置を求める。)

第2 監査の実施

I 対象部局

まち建設部

水道局（市長事務部局）

II 請求人の陳述

平成24年8月27日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

III 関係職員説明聴取

平成24年9月7日に下記関係職員に対し説明聴取を行った。

まち建設部長

まち建設部道路交通課課長、係長、主任、担当者

まち建設部次長兼公園緑地課長、係長

水道局下水道室長兼課長、課長代理、係長、主任

IV 監査対象事項

請求人の請求書及び陳述の内容、関係職員の説明聴取の内容から判断し、監査請求の監査対象事項を次のとおりとした。

- 1 公有財産であるCちびっこ老人憩いの広場（以下「憩いの広場」という。）の管理を怠る事実について
- 2 私有地であるa（以下「a」という。）用地及び憩いの広場がある道路交通課所管用地（以下「道路交通課所管用地」という。）の地積測量図と現況測量図との相違について
- 3 公有財産であるD緑地側水路敷（以下「水路敷」という。）とa用地との境界の見直しについて

V 監査の期間

平成 24 年 8 月 17 日～平成 24 年 9 月 27 日

第 3 監査の結果

I 事実関係の確認

- 1 Aは寝屋川市開発事業に関する指導要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 1 月 4 日付けで a の建物建替えに伴う開発事業事前協議申請書を寝屋川市に提出した。
- 2 道路交通課所管用地と a 用地との境界についてみると、A から委任を受けた土地家屋調査士が既明示、a 用地の地積測量図、現地に存在している境界標、申請地の現況などをもとに境界予想線を考えたところ、昭和 44 年明示の確定図（昭和 44 年〇月〇日付□□□第〇〇号）には引照点もなく既明示に復元性がないと判断したので、平成 24 年 1 月 6 日付けで A が寝屋川市まち建設部公共用地境界確定事務取扱要領（以下「まち建設部要領」という。）第 15 条に規定する境界確定一部解約申出を行い、同日付けで公共用地境界確定申請を併せて行った。
- 3 道路交通課所管用地と a 用地との境界確定事務において道路等の境界明示を所管する道路交通課は、B 町〇〇番〇北側に存在するコンクリート境界杭（平成 4 年〇月〇日付け□□□第〇〇号で明示を確定）を基点として使用し、道路交通課所管用地の地積測量図を現況平面図に図示し、さらに a 用地の地積測量図を現況に合うように図示した結果などをもとに、平成 24 年 1 月 24 日に A、寝屋川市（道路交通課、公園緑地課）、B 町自治会関係者等が出席した現地立会を行い申請者と協議の上、平成 24 年 2 月 17 日付け□□□第〇〇号土地境界確定書によって当該境界を確定し、その確定書に公共用地を侵している部分は、直ちに原状に復すること等を明記している。

- 4 平成 24 年 2 月 17 日付けの境界確定後、道路交通課所管用地の不法占用については、フェンスの移動等是正措置による原状回復を申し入れ、A からフェンスを移動する旨の回答を得ている。
- 5 水路敷と a 用地との境界についてみると、A から委任を受けた土地家屋調査士が、昭和 55 年明示の確定図（昭和 55 年〇月〇日付 55□□□第〇〇号）では、現地において復元が困難であると判断したので、平成 24 年 1 月 6 日付けで A が境界確定一部解約申出を行い、同日付けで公共用地境界確定申請を併せて行った。
- 6 水路敷と a 用地との境界確定事務において水路敷を所管する下水道室は、B 町〇〇番〇先水路（現在 B 町〇〇番〇）及び B 町〇〇番〇先水路（現在 B 町〇〇番〇）西側に存在するプラスチック杭（平成 23 年〇月〇日付け□□□第〇〇号で明示を確定）を基点として使用し、道路交通課所管用地及び a 用地の地積測量図をもとに道路交通課と検討するなどし、平成 24 年 1 月 24 日に A、寝屋川市（下水道室）、E 水利組合支部長、B 町自治会関係者等が出席した現地立会を行い申請者と協議の上、平成 24 年 2 月 20 日付け□□□第〇〇号公共用地境界確定(明示)書によって当該境界を確定し、その確定書に公共用地を侵している部分は、直ちに原状に復すること等を明記している。
- 7 平成 24 年 2 月 20 日付けの境界確定後、下水道室において水路敷の不法占用部分の取扱いについて検討を行っている旨の説明があった。
- 8 請求人が事実を証する書類として提出した甲第 6 号証中の昭和 55 年〇月〇日□□□第〇〇号は、都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する緑地の区域を同法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により表示したものであり、水路敷と a 用地との境界を明示したものではない。

II 判断

本件監査請求について監査を行った結果、合議により次のとおり判断した。

- 1 憩いの広場の管理を怠る事実については、理由がないものと判断したので棄却する。
- 2 a 用地及び道路交通課所管用地の地積測量図と現況測量図との相違については、理由がないものと判断したので棄却する。
- 3 水路敷と a 用地との境界の見直しについては、理由がないものと判断したので棄却する。

III 理由

- 1 憩いの広場の管理を怠る事実について

請求人は市が公有財産の管理を怠ったため、ある時（時期不詳）、A側がフェンスを公園側に用地を侵奪する形で設置したと主張するものである。しかし、財産の管理を怠る事実とは、公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいうのであって、フェンスが設置されたことをもって、直ちに財産の管理を怠る事実があったとはいえない。したがって、どのような措置がとられているかについて監査した。

I-4 記載のとおり、憩いの広場と a 用地との間に設置されたフェンスについては是正措置を講じているといえる。

したがって、違法又は不当に財産の管理を怠る事実がなく、理由がないものと判断する。

なお、道路交通課所管用地については、フェンスの移動等により早期に不法占有状態を解消すべきである。

2 a 用地及び道路交通課所管用地の地積測量図と現況測量図との相違について

請求人は事実を証する書類として提出した地積測量図（請求人提出甲第4号証（B町〇〇番〇）及びB町公園地積測量図（B町〇〇番〇））と現況測量図（請求人提出甲第5号証）が異なっていると主張するものであるが、a 用地は寝屋川市の所有に属しないため、住民監査請求の対象外である。

したがって、道路交通課所管用地に違法又は不当に財産の管理を怠る事実により市に損害が発生しているかについて監査するものである。

I-2 及び I-3 記載のとおり、境界確定事務の手續や方法等を見るとまち建設部要領に則った事務が執行されており、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は見当たらない。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 水路敷と a 用地との境界の見直しについて

請求人は擁壁の基礎部分から推察し、擁壁からD緑地側 40cm のポイント又は基礎部分を掘り起して基礎の出っ張り部分を確認し一番出っ張ったところを境界とすべきであると主張するものであるが、I-5 及び I-6 記載のとおり、水路敷と a 用地との境界明示については平成 24 年 2 月 20 日付けで適正に行なわれて確定したものである。また、I-6 及び I-7 記載のとおり、違法又は不当に財産の管理を怠っているとはいえない。

ところで、請求人は事実を証する書類として提出した甲第6号証中の昭和 55 年〇月〇日□□□第〇〇号及び3つの測量ポイントから水路敷と a 用地との既明示が存在することが類推できると主張するが、I-8 記載のとおり、既明示が存在するとの請求人の主張は失当である。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、水路敷と a 用地との境界における水路敷占用部分については、早期に方針を決定し、不法占用状態を解消すべきである。

第4 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、市に対して次のとおり意見を付する。

1 公有財産の管理全般について

本件に限らず公有財産の管理全般にいえることであるが、寝屋川市公有財産規則第18条に「公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。」と規定されており、本条の責務を果たすべく今後とも不法占拠等の防止を図るとともに、不法占拠等が判明した場合は、適切な措置を講じられたい。

2 境界確定事務に係る取扱について

水路敷と a 用地との境界について下水道室はまち建設部要領を参考に境界確定事務を行っているが、水道局として取扱要領等の整備を検討されたい。

(参考)

1 財産の管理を怠る事実について

地方自治法第 242 条第 1 項では、違法又は不当に財産の管理を怠る事実についての予防、是正のための監査請求に関して規定されている。ここでの「財産の管理を怠る事実」とは、「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等」（行政実例昭和 38 年 12 月 19 日）とされている。

2 公共用地の境界確定の法的性質

公共用地の境界確定の法的性質は、「その公物管理者と隣接地所有者（申請地）とが対等の立場で境界の協議をして、両者が合意に達した場合に成立するもので、その性質は財産所有者としての公物管理者と隣接地所有者（申請地）との契約と解すべきである」（東京地裁昭和 56 年 3 月 30 日判決参照）とされている。